

特別支援学校施設整備指針改訂案 新旧対照表

凡例： 下線部分 は今回改訂する部分

特別支援学校施設整備指針(H26.7 現行)	特別支援学校施設整備指針(改訂案)	備 考
<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 特別支援学校施設整備の基本的方針 (略)</p> <p>第2節 特別支援学校施設整備の課題への対応</p> <p>第1 特別支援教育を推進するための施設整備 (略)</p> <p>第2 幼児児童生徒の主体的な活動を支援する施設整備 (略)</p> <p>第3 安全でゆとりと潤いのある施設整備 (略)</p> <p>4 安全・防犯への対応 (略)</p> <p>第4 地域と連携した施設整備</p> <p>1 学校・家庭・地域の連携協力 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>地域住民等のボランティア活動による学校の教育活動を支援する取組や保護者・地域住民等が学校運営を支援する取組など学校における活動への地域の協力を促すための諸室についても計画することが重要である。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 特別支援学校施設整備の基本的方針 (略)</p> <p>第2節 特別支援学校施設整備の課題への対応</p> <p>第1 特別支援教育を推進するための施設整備 (略)</p> <p>第2 幼児児童生徒の主体的な活動を支援する施設整備 (略)</p> <p>第3 安全でゆとりと潤いのある施設整備 (略)</p> <p>4 安全・防犯への対応 (略)</p> <p>第4 地域と連携した施設整備</p> <p>1 学校・家庭・地域の連携協力 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>保護者、地域住民等が学校運営や様々な学校の教育活動を支援する取組(コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等)など、学校と地域の連携・協働のための諸室についても計画することが重要である。</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>【複合化】</p> <p>・学校と地域の連携・協働に関する計画について記載を充実</p> <p><u>※中央教育審議会における学校と地域の連携・協働の在り方に関する審議状況を踏まえ記載内容を変</u></p>

特別支援学校施設整備指針(H26.7 現行)	特別支援学校施設整備指針(改訂案)	備考
<p>2 (略)</p> <p>3 複合化への対応</p> <p>(1) 学校と地域社会との連携を深めていく上で、<u>社会教育施設や福祉施設、医療施設等との複合化</u>について計画する場合は、施設間の相互利用・共同利用等による学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与すると同時に、学校施設における幼児児童生徒の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、<u>地域の避難所等としての機能を計画する場合も、学校施設における幼児児童生徒の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。</u></p> <p>(2) 多様な利用者を考慮し、<u>防犯対策等の安全管理、バリアフリー等に配慮した計画</u>とすることが重要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第3節 特別支援学校施設整備の基本的留意事項</p> <p>1 総合的・長期的な<u>計画</u>の必要性</p> <p><u>(新規)</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>3 複合化への対応</p> <p>(1) 学校と地域社会との連携を深めていく上で、<u>公共施設(社会教育施設、社会体育施設、児童福祉施設、老人福祉施設等)や医療施設等との複合化</u>について計画する場合は、施設間の相互利用・共同利用等による学習・生活環境の高機能化及び多機能化に寄与すると同時に、学校施設における幼児児童生徒の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、<u>幼児児童生徒と高齢者など多様な世代と交流できる場として計画することも重要である。</u></p> <p>(2) <u>地域の避難所等としての機能を計画する場合は、学校施設における幼児児童生徒の学習と生活に支障のないよう計画することが重要である。また、多様な利用者を考慮し、ユニバーサルデザインの採用やバリアフリー対策の実施とともに、景観や町並みにも配慮</u>することが重要である。</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4)より効果的・効率的な施設整備の手法として、公民連携による整備手法等を検討することも有効である。</u></p> <p>第3節 特別支援学校施設整備の基本的留意事項</p> <p>1 総合的・長期的な<u>視点</u>の必要性</p> <p><u>(1) 域内の中・長期的な学校施設整備方針・計画の策定</u> 学校施設整備の諸課題に対応するため、中・長期的に目指すべき学校施設像を示し、その上で域内の学校施設の</p>	<p><u>更なる場合がある。</u> <u>・生涯学習分科会 学校地域協働部会</u> <u>・初等中等教育分科会 地域と共にある学校の在り方に関する作業部会</u></p> <p>【複合化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 用語の整理 幼児児童生徒と高齢者など多様な世代との交流について記載 ※<u>現行の文中6行目「地域の」以降は(2)において記載。</u> <p>【複合化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学びの場を拠点とした地域コミュニティの強化に資するようバリアフリー対策等の必要性について記載 <p>【複合化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 効果的・効率的な施設整備について記載 <p>【用語の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「計画」を「視点」に修正 <p>【複合化・長寿命化】</p> <ul style="list-style-type: none"> 域内の長寿命化計画を含む学校施設整備の全体計画策定の必要

特別支援学校施設整備指針(H26.7 現行)	特別支援学校施設整備指針(改訂案)	備考
<p>(1) 地域内の特別支援学校や他の文教施設等の整備計画との整合</p> <p>当該地域における中・長期の特別支援学校の整備計画や他の文教施設等の整備計画との整合性を図り、多様な学習活動の実施、安全性への配慮、環境負荷の低減、地域との連携等を考慮し、総合的かつ長期的な視点から学校の運営面にも十分配慮した施設計画を策定することが重要である。</p> <p>なお、病院等に併置する場合、又は他の文教施設等に分教室を設置する場合は、その整備計画との十分な連携を確保しながら当該学校施設の整備計画を策定することが重要である。</p> <p>(2) 総合的な視野からの計画策定</p> <p>① (略)</p> <p>② 増築、改築、改修等の場合においても、学校施設整備の基本方針、新たな課題への対応を踏まえ、総合的かつ中・長期的な視点から計画し、これに基づき、計画的に実施することが重要である。</p> <p>③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 施設機能の設定</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 地域の諸施設との有機的な連携</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 学校と地域社会との連携を深め、また地域防災力を強</p>	<p>実態を把握し、地域における学校施設の役割等も考慮した上で、中・長期的な学校施設整備方針・計画(長寿命化計画等)を策定することが重要である。</p> <p>(2) 域内の学校施設整備方針・計画等との整合</p> <p>域内の中・長期的な学校施設整備方針・計画や他の文教施設等の整備計画との整合性を図り、多様な学習活動の実施、安全性への配慮、環境負荷の低減、地域との連携等を考慮し、総合的かつ長期的な視点から学校の運営面にも十分配慮した施設計画を策定することが重要である。</p> <p>なお、病院等に併置する場合、又は他の文教施設等に分教室を設置する場合は、その整備計画との十分な連携を確保しながら当該学校施設の整備計画を策定することが重要である。</p> <p>(3) 総合的な視点からの計画策定</p> <p>① (略)</p> <p>② 増築、改築、改修等の場合においても、中・長期的な学校施設整備方針・計画、新たな課題への対応を踏まえ、計画的に実施することが重要である。</p> <p>③ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 施設機能の設定</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 地域の諸施設との有機的な連携</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 学校と地域社会との連携を深め、また地域防災力を強</p>	<p>性について記載</p> <p>※改訂案の(2)及び(3)については、(1)の域内の全体計画に関する記載に対して、個別計画であることを明確化するための修正。</p> <p>【用語の整理】</p> <p>・「視野」→「視点」に修正</p> <p>【複合化】</p>

特別支援学校施設整備指針(H26.7 現行)	特別支援学校施設整備指針(改訂案)	備考
<p>化する観点から、<u>社会教育施設や高齢者福祉施設等</u>との施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高機能化及び多機能化に寄与する複合化について計画することは有効である。その際には、<u>幼児児童生徒の学校施設における学習と生活に支障を生ずることのないよう計画し、設計することが重要である。</u></p> <p>(15) (略)</p> <p>4 計画的な整備の実施</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 完成後には施設に係る評価を定期的に行い、今後の改修・改築等の計画に生かしていくことが重要である。</p> <p>(4) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 関係者の参画と理解・合意の形成</p> <p>(1) 当該地方自治体や学校において実施しようとする特色ある学習内容・形態等に対応できるものにするとともに、<u>地域と連携した学校運営が行われるよう、当該学校施設の整備における関係者である教職員、幼児児童生徒、保護者、地域住民等との間で、企画の段階から十分な意見交換の機会を設けて、理解と合意の形成に努めることが重要である。</u></p> <p>その際、学校建築や情報システム等の専門家その他の学識経験者の協力を求めることも有効である。</p> <p>(2) より効果的・効率的な施設運営を行うためには、施設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。</p> <p>このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。</p>	<p>化する観点から、<u>公共施設等</u>との施設間の相互利用、共同利用等による学習環境の高機能化及び多機能化に寄与する複合化について計画することは有効である。その際には、<u>幼児児童生徒の学校施設における学習と生活に支障を生ずることのないよう計画し、設計することが重要である。</u></p> <p>(15) (略)</p> <p>4 計画的な整備の実施</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 完成後には<u>施設の状態、教育内容・教育方法への適応状況等</u>に係る評価を定期的に行い、今後の改修・改築等の計画に生かしていくことが重要である。</p> <p>(4) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 関係者の参画と理解・合意の形成</p> <p>(1) 当該地方自治体や学校において実施しようとする特色ある学習内容・形態等に対応できるものにするとともに、<u>地域と連携した学校運営が行われるよう、企画の段階から学校・家庭・地域等の関係者の参画により、学校施設づくりの目標を共有し理解と協力を得ながら総合的に計画することが重要である。</u>その際、学校建築や情報システム等の専門家その他の学識経験者の協力を求めることも有効である。</p> <p>(2) より効果的・効率的な施設運営を行うためには、<u>企画の段階から施設の運営方法や維持管理体制について検討しておくとともに、施設の完成後においても継続的に施設使用者との情報交換等を行うことが重要である。</u></p> <p>このことは、設計当初の施設機能が十分に活用され、</p>	<p>・用語の整理</p> <p>【長寿命化】</p> <p>・既存学校施設の有効活用について記載を充実</p> <p>【複合化】</p> <p>・関係者と合意形成を図りながら、学校施設の計画・設計の検討を進めていくことについて記載を充実</p> <p>【複合化】</p> <p>・学校施設の維持管理について記載を充実</p>

特別支援学校施設整備指針(H26.7 現行)	特別支援学校施設整備指針(改訂案)	備考
<p>(3)・(4) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>第2章 施設計画</p> <p>第1節 校地計画</p> <p>第1 校地環境 (略)</p> <p>第2 周辺環境 (略)</p> <p>第3 通学環境 (略)</p> <p>第2節 配置計画</p> <p>第1 全体配置 1 (略)</p> <p>2 配置構成 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>他の文教施設等との複合化を</u>計画する場合は、施設間の相互利用・共同利用や管理運営が円滑に行われるよう各施設を<u>適切に配置</u>することが重要である。特に、誘導設備等の設置に関しては、施設全体として一貫性をもたせることが重要である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】:病院等に併置する場合には、病院等からの利用も考慮して施設の配置を計画することが重要である。</p>	<p>利用実態の面から安全性を確保する上でも重要である。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>第2章 施設計画</p> <p>第1節 校地計画</p> <p>第1 校地環境 (略)</p> <p>第2 周辺環境 (略)</p> <p>第3 通学環境 (略)</p> <p>第2節 配置計画</p> <p>第1 全体配置 1 (略)</p> <p>2 配置構成 (1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>公共施設等との複合化について</u>計画する場合には、<u>それぞれの施設の活動が支障なく行われ、かつ、施設間での相互利用・共同利用が円滑に行われるよう、その敷地条件、施設種類、施設規模、利用形態等に留意して各施設の専用部分及び共同利用部分の配置を計画</u>することが重要である。特に、誘導設備等の設置に関しては、施設全体として一貫性をもたせることが重要である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】:病院等に併置する場合には、病院等からの利用も考慮して施設の配置を計画することが重要である。</p>	<p>備考</p> <p>【複合化】 ・複合化の配置計画について記載を充実</p>

特別支援学校施設整備指針(H26.7 現行)	特別支援学校施設整備指針(改訂案)	備考
<p>(8)～(10) (略)</p> <p>第2 校舎・屋内運動施設</p> <p>1 建物位置</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 社会教育施設や福祉施設等との複合化について計画する場合は、地域住民との交流が円滑かつ効果的に展開できるよう地域住民等の利用の動線や、住民等との交流の場についても考慮し、建物の位置を計画することが重要である。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 屋外運動施設 (略)</p> <p>第4 屋外教育環境施設等 (略)</p> <p>第5 その他の施設 (略)</p> <p>第3章 平面計画</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 空間構成</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 社会教育施設や福祉施設等との複合化を計画する際には、地域住民等の利便性や相互の交流等を考慮して計画することが重要である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】:病院等と併置</p>	<p>(8)～(10) (略)</p> <p>第2 校舎・屋内運動施設</p> <p>1 建物位置</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 公共施設等との複合化について計画する場合には、地域住民との交流が円滑かつ効果的に展開できるよう地域住民等の利用の動線や、住民等との交流の場についても考慮し、建物の位置を計画することが重要である。</p> <p>(9)・(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第3 屋外運動施設 (略)</p> <p>第4 屋外教育環境施設等 (略)</p> <p>第5 その他の施設 (略)</p> <p>第3章 平面計画</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 空間構成</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 公共施設等との複合化について計画する場合には、地域住民等の利便性や相互の交流等を考慮して計画することが重要である。</p> <p>【肢体不自由又は病弱に対応した施設】:病院等と併置</p>	<p>備考</p> <p>【複合化】 ・用語の整理</p> <p>【複合化】 ・用語の整理</p>

特別支援学校施設整備指針(H26.7 現行)	特別支援学校施設整備指針(改訂案)	備 考
<p>する場合は、病院等との日常的な往来に十分配慮した空間の構成、配置とすることが重要である。</p> <p>(17) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 学習関係諸室 (略)</p> <p>第3 屋内運動施設 (略)</p> <p>第4 動線空間 (略)</p> <p>第5 生活・交流空間 (略)</p> <p>第6 共通空間 (略)</p> <p>第7 学校開放のための空間(保護者や地域住民等との連携協力の場合) (略)</p> <p>第8 センターの機能関係諸室 (略)</p> <p>第9 管理関係室 (略)</p> <p>第4章 各室計画</p> <p>第1 基本的事項 1~6 (略)</p> <p>7 複合化・高層化への対応 (1) <u>社会教育施設や福祉施設</u>等との複合化について計画</p>	<p>する場合は、病院等との日常的な往来に十分配慮した空間の構成、配置とすることが重要である。</p> <p>(17) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 学習関係諸室 (略)</p> <p>第3 屋内運動施設 (略)</p> <p>第4 動線空間 (略)</p> <p>第5 生活・交流空間 (略)</p> <p>第6 共通空間 (略)</p> <p>第7 学校開放のための空間(保護者や地域住民等との連携協力の場合) (略)</p> <p>第8 センターの機能関係諸室 (略)</p> <p>第9 管理関係室 (略)</p> <p>第4章 各室計画</p> <p>第1 基本的事項 1~6 (略)</p> <p>7 複合化・高層化への対応 (1) <u>公共施設</u>等との複合化について計画する場合には、</p>	<p>【複合化】</p>

特別支援学校施設整備指針(H26.7 現行)	特別支援学校施設整備指針(改訂案)	備 考
<p>する場合には、施設相互の利用やそのための動線、運営管理の方法に配慮した計画とすることが重要である。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>第2 学習関係諸室 (略)</p> <p>第3 屋内運動施設等 (略)</p> <p>第4 動線空間 (略)</p> <p>第5 生活・交流空間 (略)</p> <p>第6 共通空間 (略)</p> <p>第7 学校開放のための空間(保護者や地域住民等との連携協力の場) (略)</p> <p>第8 センターの機能関係諸室 (略)</p> <p>第9 管理関係室 (略)</p> <p>第5章 詳細設計 (略)</p> <p>第6章 屋外計画 (略)</p>	<p>施設相互の利用やそのための動線、運営管理の方法に配慮した計画とすることが重要である。</p> <p>(2) (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>第2 学習関係諸室 (略)</p> <p>第3 屋内運動施設等 (略)</p> <p>第4 動線空間 (略)</p> <p>第5 生活・交流空間 (略)</p> <p>第6 共通空間 (略)</p> <p>第7 学校開放のための空間(保護者や地域住民等との連携協力の場) (略)</p> <p>第8 センターの機能関係諸室 (略)</p> <p>第9 管理関係室 (略)</p> <p>第5章 詳細設計 (略)</p> <p>第6章 屋外計画 (略)</p>	<p>・用語の整理</p>

特別支援学校施設整備指針(H26.7 現行)	特別支援学校施設整備指針(改訂案)	備考
<p>第7章 構造設計</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 安全性</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第2 上部構造</p> <p>(略)</p> <p>第3 基礎</p> <p>(略)</p> <p>第4 既存施設の耐震化推進</p> <p>(略)</p> <p>第5 その他</p> <p>(略)</p> <p>第8章 設備設計</p> <p>(略)</p> <p>第9章 防犯計画</p> <p>(略)</p>	<p>第7章 構造設計</p> <p>第1 基本的事項</p> <p>1 安全性</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 木材が持つ優れた性能・効果等によって、温かみと潤いのある学習環境・生活環境等を確保するため、安全性に配慮しつつ木造を計画・設計することも有効である。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第2 上部構造</p> <p>(略)</p> <p>第3 基礎</p> <p>(略)</p> <p>第4 既存施設の耐震化推進</p> <p>(略)</p> <p>第5 その他</p> <p>(略)</p> <p>第8章 設備設計</p> <p>(略)</p> <p>第9章 防犯計画</p> <p>(略)</p>	<p>【木材利用】</p> <p>・JIS A 3301「木造校舎の構造設計標準」の全面改正(平成27年3月)を踏まえ記載</p>

※「用語の整理」等による修正は、小・中学校施設整備指針改訂に準じて行う。